

# 訪問看護重要事項説明書（健康保険）

## 1. 訪問看護事業者（訪問）の概要

名称・法人種別	一般社団法人 ネクステージ
代表者氏名	代表理事 大迫 晋
所在地	〒607-8068 京都市山科区音羽稻芝 18-3
連絡先	TEL 075-574-7512 FAX 075-574-7643

## 2. 事業所の概要

### ①事業所名及び事業所番号

事業所名	ネクステップ訪問看護ステーション
所在地	〒607-8068 京都市山科区音羽稻芝 18-3
連絡先	TEL 075-574-7512 FAX 075-574-7643
事業所番号	2664190267
管理者の氏名	大迫 晋

### ②事業所の職員体制

職員	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	看護師	1		1	従業者及び業務の管理
看護職員	看護師	4	2	6	訪問看護業務

### ③サービス提供時間

営業日 月曜日～金曜日

休業日 土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日

営業時間 午前9時～午後5時

☆必要時にはご相談ください。

(緊急時24時間連絡可能です)

### ④事業の実施地域

京都市内の次の区域とします。

通常の事業の実施地域	右京区(京北町、高雄、宕陰中学校区、周山中学校区を除く地域) 北区(雲ケ畠、小野郷中学校区を除く地域) 上京区 中京区 左京区南部(大原、花背第一、第二中学校区を除く地域) 東山区、 下京区、南区(久世中学校区を除く地域) 山科区 伏見区、宇治市 菟道
------------	--

## 3. サービス内容

### ①運営方針

要支援状態の軽減、もしくは悪化防止又は要介護状態となることの予防に資するよう

療養上の目的を設定し、適切な看護技術を持って計画的に予防訪問看護を行います。

### ②サービスの内容

要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、  
自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。

### ☆提供できるサービス

- ・病状や身体状況の観察、健康管理
- ・精神疾患等の方への予防看護
- ・薬を飲み忘れる方への予防看護
- ・日常生活への援助や生活力回復のためのお手伝い
- ・在宅医療に関するご相談や援助
- ・その他必要に応じた予防看護

#### 4. ご利用にあたってのお願い

保険証や医療受給者証等を確認させて頂きます。  
これらの書類について内容に変更の生じた場合は、必ずお知らせください。

#### 5. 利用料金

- 訪問看護を利用できる方 ・主治医が訪問看護を必要と判断した方
- 負担割合 (1~3割) によって自己負担額は異なります。(費用全体の1~3割)
- 自立支援医療・生活保護法を利用できます。
- その他の費用は、全額自己負担になります。
- 翌月10日以降に請求致しますので、現金または振込でお支払いください。

訪問看護を利用できる方	<ul style="list-style-type: none"><li>・主治医が訪問看護を必要と判断した方</li><li>・介護保険の対象でない(非該当)方</li></ul>
利用料金	<p>(例) 1割負担(週3日まで・1回30分以上の訪問の場合)</p> <p>1回目 1300円 2回目以降 860円</p> <p>・1時間30分以上 520円加算 ・早朝・夜間 210円加算 ・深夜 420円加算 ・緊急訪問 月14日まで 270円加算 月15日以降 200円加算</p> <p>など、その他加算料金の1割負担</p> <p>・自立支援法利用 各限度額まで自己負担 ・生活保護法利用 負担なし</p>
24時間対応体制加算 (ひと月につき)	24時間電話などで看護に対する意見を求められた場合に 対応出来る体制にあり、必要に応じて緊急訪問看護を行う、体制にある場合。 (ただし同意の上) (例) 1割負担 680円/月
訪問看護情報提供療養費 (ひと月につき)	利用者の居住地の市町村、保健所、精神保健福祉センターに対して、指定訪問看護に関する情報を提供した場合。 (ただし同意の上) (例) 1割負担 150円/月
交通費	<ul style="list-style-type: none"><li>・通常の実施地域を超えた地点から 片道5km以上10km未満 500円 片道10km以上 1000円</li></ul>
特別管理加算 (ひと月につき)	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別な管理を必要とされる下記の状況のある方に対し、訪問看護を行った場合。 [対象] 在宅酸素療法 カテーテル等の留置 人工肛門 人工膀胱 悪性腫瘍 人口呼吸器 自己導尿 その他 (ただし同意の上) (例) 1割負担 500円/月または250円/月</li></ul>

#### 6. 虐待防止対策

- ①事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる措置を講じます。
- ②虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ③虐待の防止のための指針を整備します。
- ④従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- ⑤前④項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- ⑥事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

#### 7. 緊急時等における対応

訪問看護の提供を行っているときに病状の急変、他の緊急事態が生じた時は  
臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行います。  
主治医への連絡が困難な場合は緊急搬送等の必要な措置を講じます。

平日(日中)の連絡先 各担当者携帯電話または管理者携帯電話 080-7822-0867  
平日(夜間)・土日祝日の連絡先 携帯電話 080-7822-0867

主治医	病院名 及 び 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先(家族等)	氏名(続柄)	( )
	住 所	
	電話番号	

#### 8. サービス内容に関する苦情等相談窓口

担当窓口 080-7822-0867

担当者 大迫 晋

相談時間 9:00~17:00 (土曜日・日曜日・祝日を除く)

その他機関 (北区役所 (075) 432-1364)

(南区役所 (075) 681-3296)

各区役所 (東山区役所 (075) 561-9187)

健康長寿推進課 (上京区役所 (075) 441-5106)

高齢介護保険担当 (下京区役所 (075) 371-7228)

(左京区役所 (075) 702-1069)

(右京区役所 (075) 861-1416)

(中京区役所 (075) 812-2566)

(山科区役所 (075) 592-3290)

(伏見区役所 (075) 611-2278)

(深草支所 (075) 642-3603)

(醍醐支所 (075) 571-6471)

(宇治市役所 (0774-22-3141)

京都府国民保険団体連合会 (075) 354-9090)

#### 9. 事故発生時の対応

①利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

②利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 10. 身体拘束の禁止

①事業所は、指定訪問看護の提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下身体拘束等という）を行わない。

②前号の身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

#### 11. 個人情報の保護

①事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切に取り扱うものとする。

②事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意を本契約書にて得るものとする。

## 12. ハラスメント時の対応

- 訪問看護サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。
- 下記のような行為があった場合、状況によっては訪問看護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。
- ① 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
  - ② 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求するなどの精神的暴力
  - ③ 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
  - ④ 長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等のその他の行為

## 13. 衛生管理

従業員の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。また事務所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

## 14. 担当の訪問看護職員

- ・あなたの担当者は \_\_\_\_\_ です。(やむをえない事由で変更する場合があります。)
- ・訪問看護職員は、身分証明書を携帯します。必要な場合は提示をお求めください。

## 15. その他

- ・訪問看護職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは必要ありません。
- ・家族の方に対しての訪問看護を行う事はできませんのでご了承下さい。
- ・事業所は、訪問介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとします。
- ・本書 2 通作成し、当事者双方記名、捺印の上、各自 1 通を所持します。

重要事項説明書について説明を行いました。

交付日・説明日： 年 月 日

事業者

住所 京都市山科区音羽稻芝 18-3  
事業者（法人）名 ネクステージ  
事業所名 ネクステップ訪問看護ステーション  
(事業所番号) 2664190267  
代表者名 大迫 晋 印

説明者

職名 看護師  
説明者 印

重要事項説明書について説明を受け、同意しました。

同意日： 年 月 日

利用者本人

住所  
氏名 印

(署名・法定) 代理人

住所  
氏名 印

(利用者との関係： )